

議会運営委員会協議事項

令和5年1月16日（月）

午前11時30分 / 委員会室

1. 令和5年第1回臨時市議会の運営等について

(1) 招集日時 令和5年1月20日（金）午前10時30分

(2) 付議案件について

議案1件

議案第1号 令和4年度夕張市水道事業会計補正予算

(3) 案件の取り扱いについて

即決とする。

(4) 会期及び日程について

会期は1日とする。

議事日程表（案）は、別紙のとおり

2. 夕張市議会新型コロナウイルス感染症対応方針の改正について

3. その他

令和5年

議 事 日 程 表 (案)

第1回臨時市議会

1. 招集の日時 令和5年1月20日 午前10時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			会期の決定について	
日程第2	議 案	第1号	令和4年度夕張市水道事業会計補正予算	市 長

夕張市議会新型コロナウイルス感染症対応方針新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○夕張市議会新型コロナウイルス感染症対応方針</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 12 月 15 日 議会運営委員会</p> <p>4 議員本人が新型コロナウイルスに感染した場合または感染の疑いが生じた場合の対応について</p> <p>(1) 議員本人が感染した場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 議員本人は、症状がある時には<u>発症日から 7 日間</u>かつ症状軽快後 2 4 時間経過するまで、症状がない時には<u>検査日から 7 日間</u>自宅療養とする。ただし、5 日目の抗原検査で陰性確認後、<u>5 日目</u>から解除できるものとする。なお、入院する場合は、医師の指示に従う。</p> <p>(2) 議員本人が濃厚接触者となった場合（保健所から濃厚接触者と特定された場合）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>○夕張市議会新型コロナウイルス感染症対応方針</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 12 月 15 日 議会運営委員会</p> <p>4 議員本人が新型コロナウイルスに感染した場合または感染の疑いが生じた場合の対応について</p> <p>(1) 議員本人が感染した場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 議員本人は、症状がある時には<u>発症日をゼロ日とし、7 日間経過</u>かつ症状軽快後 2 4 時間経過するまで、症状がない時には<u>検査日をゼロ日とし、7 日間</u>自宅療養とする。ただし、5 日目の抗原検査で陰性確認後、<u>6 日目</u>から解除できるものとする。なお、入院する場合は、医師の指示に従う。</p> <p>(2) 議員本人が濃厚接触者となった場合（保健所から濃厚接触者と特定された場合）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>

夕張市議会新型コロナウイルス感染症対応方針新旧対照表

<p>ウ（略）</p> <p>エ 濃厚接触の原因となった<u>感染者の発症日の翌日から5日間</u>自宅待機とする。 ただし、2，3日目の自費検査で陰性確認後、3日目から解除できるものとする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）議員の同居者が濃厚接触者となった場合</p> <p>ア <u>同居者が濃厚接触者である旨の連絡を受けたら速やかに議長へ報告する。</u></p> <p>イ 議員本人は同居者の検査結果が出るまで登庁を自粛する。<u>検査結果は議長へ報告する。</u></p> <p>ウ（略）</p>	<p>ウ（略）</p> <p>エ <u>感染者との最終接触日をゼロ日とし、5日間</u>自宅待機とする。ただし、2日目、3日目において抗原検査を行い、<u>いずれも</u>陰性を確認された場合、3日目から解除できるものとする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）議員の同居者が濃厚接触者となった場合</p> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ 議員本人は同居者の検査結果が出るまで登庁を自粛する。<u>以下削除</u></p> <p>ウ（略）</p>
---	--